

# **金融サービス仲介業の利活用に向けた必要な 措置・規制の見直し（案）のポイント**

**2025 年 12 月 24 日**

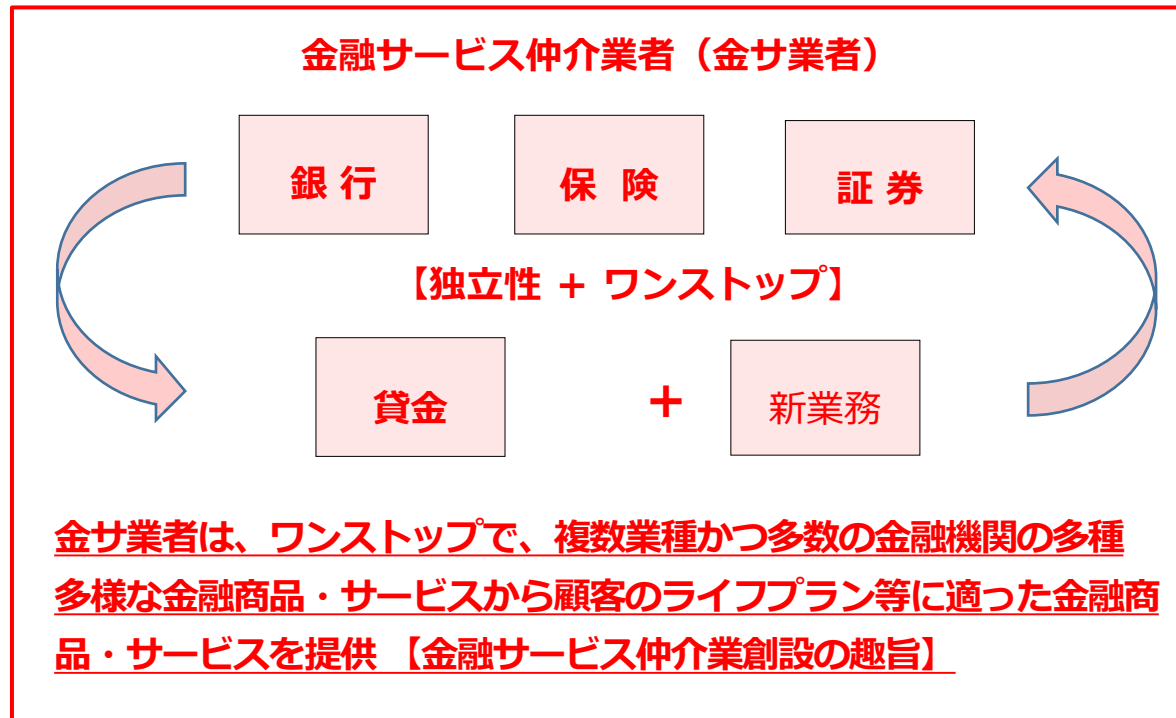
**一般社団法人日本金融サービス仲介業協会 事務局**

# I. 金融サービス仲介業

## 1. 金融サービス仲介業制度

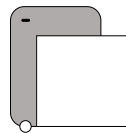
### 金融機関（銀行、保険会社、証券会社、貸金業者）

↕ 新たな顧客の獲得、顧客データの共有による顧客ニーズに適合する金融商品・サービスの開発、業務範囲の多様化等



↕ 顧客は、最善の金融商品・サービスを選択・購入

顧客



## 2. 現状と課題

- (1) 金融サービス仲介業制度が創設されて4年以上が経過したが、登録会社数は23社にとどまり、参入は進んでいない。
- (2) ほとんどが銀行業務および証券業務で、提供側金融機関も限られ、また、保険業務、貸金業務への参入は進んでいない。
- (3) 金融商品・サービスの取扱い制限等があることから、
  - ① 中小企業、スタートアップ企業等の資金繰り支援等の融資が十分ではなく、また、金サ業者・非金融事業者の顧客データを活用した事業性融資ができない。
  - ② 保険は事実上取扱うことができず、個人・ファミリーのライフプランに適った保険を含む総合的な金融商品・サービスの提供ができない。
- (4) 銀行等とのAPI連携が進んでいない。
- (5) 参入事業者にとって、保証金の供託、「三つの防衛線」の各部門の整備、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が重い（参入障壁）。



- 1. 金融サービス仲介業創設の趣旨は、必ずしも実現されていない。**
- 2. エンベデッド・ファイナンス（組込型金融）が拡大、業務代行型（BPO）など新しいビジネスモデルが登場**

## II. 金融サービス仲介業の利活用に向けた必要な措置の検討・規制の見直しにあたっての基本的な考え方

1. 金融サービス仲介業創設の趣旨の実現を目指し、上記 I の課題に対応するための必要な措置の検討・規制の見直しが必要である。
2. 組込型金融、業務代行型など金サ業者のビジネスモデル・業務内容、規模等に応じて、必要な規制が必要な範囲で課され、顧客（利用者・契約者・投資家）保護の充実を図る。
3. 多様な事業者の参入、競争、イノベーションの促進を図るとともに、金サ業者の安定的な収益基盤の構築につなげる。

## III. 現行規制

1. 金サ業者に対しては、「所属制」の不採用による顧客保護の代替措置としての保証金の供託義務、金融商品・サービスの取扱い制限、および顧客に対する情報提供義務等が課されている。
  - (1) 保証金の供託は、金サ業者は、顧客に対する損害賠償責任を自らが負うことから、その賠償資力の確保のため措置された。併せて、財産的基礎・参入要件としての機能を有している。
  - (2) 金融商品・サービスの取扱い制限は、「顧客に対し高度に専門的な説明」能力がない事業者（不適切な事業者）の参入を想定、顧客の被害・トラブルを未然に防止するために措置された。
  - (3) 顧客に対する情報提供義務（顧客の求めに応じた情報提供）は、金融機関からの仲介手数料の多寡に基づいて金融商品・サービスを推奨するインセンティブが働くことがあり得ることを想定、顧客が金サ業者の立場を適切に評価できるようにと措置された。
2. 販売・勧誘に係る規制は、既存の仲介業者の規制がほぼそのまま準用されている。

## IV. 金融サービス仲介業の利活用に向けた必要な措置の検討・規制の見直し（案）

金サ業者のビジネスモデル・業務内容について、次のとおり、主として顧客の利益のために業務を提供する「顧客指向型」、主として金融機関の利益のために業務を提供する「金融機関指向型」に分類のうえ、必要な措置・規制の見直しの検討を行う。

## 1. 金融サービス仲介業の類型化による検討

類 型	概 要	顧客指向型／金融機関指向型
<b>コンサルティング型</b> ※ 当初想定されたビジネスモデル	① 顧客の立場に立ち、個人のライフスタイル、法人のニーズに適った総合的な金融商品・サービスを提案、成約のサポート ② 保険は保険代理店で対応	<b>顧客指向型</b> <b>(コンサルティング型金サ業者)</b>
<b>マッチングプラットフォーム型</b> (例：組込型金融、家電量販店型、備品型) ※ 当初想定されたビジネスモデル	① 金融機関の立場に立ち、金サ業者が持つネットワーク・顧客情報等を活用して、顧客と金融機関をマッチング ② 金サ業者は、金融商品購入の導線的機能・役割を担い、金融商品等の説明は、主に金融機関が行う。事業者は本業収益の拡大を見込む。 ③ 特定の金融機関（業務）、金融商品の提供にとどまっている（保険は保険代理店で対応）。	<b>「金融機関指向型」と整理(注)</b> <b>(組込型金サ業者)</b>
<b>業務代行型</b> (例：BPOベンダー) ※ 新ビジネスモデル	① 金融機関から委託を受けて当該金融機関のためにその業務の一部を行うBPOビジネス（金融商品の比較勧誘は行わない）。 ② 保険は保険代理店で対応	<b>金融機関指向型</b> <b>(業務代行型金サ業者)</b>

(注) 金融機関の立場に立って金融商品・サービスを提供することを前提に金融機関指向型と整理。取扱金融機関・金融商品の種類・数等によっては、顧客指向型に該当する場合もあると考える。



## 2. 必要な措置の検討・規制の見直し (案) ①

事 項	顧客指向型	金融機関指向型
<b>保証金の供託義務</b>	1. 保証金の供託は、顧客の損害への賠償資力の確保に加えて、不適切な事業者の排除のための財産的基礎・参入要件として機能 2. 次の契約の締結、保険加入の促進の取組を進める。 ① 保証委託契約の締結（金融機関が供託） ② 金融サービス仲介業者賠償責任保険への加入	1. 同 左 2. 金融機関が顧客に対する損害賠償責任義務を負う場合には、供託しないことを認める（履行した場合、金サ業者に対して求償権を行使）。
<b>金融商品・サービスの取扱い制限</b>	1. 顧客の立場に立って、顧客の情報を収集・分析、個人のライフスタイル、法人のニーズに適った金融商品・サービスを提案するためには、複数業種、多数の金融機関からの提供が必要であり、原則として、取扱い制限の撤廃、少なくとも、別紙「I. 金融商品・サービスの拡充（要望事項）」は、必要不可決な措置 2. 金融商品等の取扱いが広がることは、金融機関からの独立性を高めるとともに、金サ業者の安定的な収益基盤の構築につながる。 3. 顧客情報の利活用は、顧客の金融商品等の選択をサポートするもので、その促進に向けたルール等の検討、整備が必要 4. 銀行等とのAPI連携の後押しが必要	1. 顧客へ提供する金融商品・サービス、金融機関からの受託業務の拡大には、別紙「I. 金融商品・サービスの拡充（要望事項）」は、必要不可決な措置 2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左

## 2. 必要な措置の検討・規制の見直し (案) ②

事 項	顧客指向型	金融機関指向型
顧客に対する情報提供義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>金サ業者の経済的なインセンティブに関する透明性を確保するための措置として必要</li> </ul>	<p>顧客が金サ業者が金融機関からの委託業務で手数料等を受領すると分かっている場合、「顧客からの求めに応じた情報提供」等は要しない。</p>
顧客本位の業務運営原則、誠実公正義務	<ol style="list-style-type: none"> <li>顧客本位の業務運営の定着化、顧客に対する適切な説明の徹底・確保が必要</li> <li>誠実公正義務・顧客本位の業務運営の徹底・確保に向けて、忠実義務および善管注意義務の明示化が必要 (参考) 金商法41条 1項、2項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>忠実義務および善管注意義務の明示化は行わない。</li> </ol>
上記以外の金サ業者に対する規制	<ol style="list-style-type: none"> <li>金サ業者は、その仲介行為が媒介に限られているにもかかわらず、既存の仲介業者の規制がほぼそのまま準用されており、規模・業務形態・内容等から見て、「三つの防衛線」の各部門の整備、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が重く、参入障壁となっている。</li> <li>多様な事業者の参入、競争、イノベーションの促進に加えて、金サ業者の安定的な収益基盤の構築につなげるため、別紙「Ⅱ. 金融サービス仲介業者に対する業規制の見直し (要望事項)」は、必要不可欠な措置</li> </ol>	

## 2. 必要な措置の検討・規制の見直し(案) まとめ

項目 \ 類型	顧客指向型	金融機関指向型	
	コンサルティング型金サ業者	組込型金サ業者	業務代行型金サ業者
顧客への損害賠償義務	金サ業者	金サ業者、金融機関	
保証金の供託義務	①保証金の供託 ②保証委託契約の締結 ③賠償責任保険への加入	金融機関が顧客に対する損害賠償責任義務を負う場合には供託しないことの容認	
金融商品・サービスの取扱い制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として撤廃</li> <li>拡充は必要不可決</li> </ul>	拡充は必要不可決	
顧客に対する情報提供義務	必要	「顧客からの求めに応じた情報提供」等一部緩和	
顧客本位の業務運営原則、誠実公正義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>定着化、適切な説明の徹底・確保</li> <li>忠実義務、善管注意義務の明示化</li> </ul>	定着化、適切な説明の徹底・確保	
上記以外の金サ業者に対する規制	見直しは必要不可欠	見直しは必要不可欠	
社内体制整備	必要な見直しを行う	 柔軟化	
【参考】金融機関の関与(指導・監督)	なし	低  高	

## V. 本協会（JFIM）の対応

本協会（JFIM）は、上記Ⅳの必要な措置・規制への対応として、上記Ⅱの基本的な考え方の下、適切な自主規制規則等の検討を行い、まずは、正会員における顧客本位の業務運営、顧客に対する適切な説明が徹底・確保されるよう、正会員の経営管理、コンプライアンス態勢その他の事項について、次の措置（自主規制規則の改正等）の検討を行う。

### 1. 正会員の経営管理に関する事項

(1) 「顧客本位の業務運営に関する方針」の作成・公表

正会員は、「顧客本位の業務運営に関する方針」を作成、公表し、JFIMは、同指針をJFIMのウェブサイトに掲載、周知に努める。

(2) 「忠実義務および善管注意義務」のルール化

正会員の顧客本位の業務運営の徹底・確保に向けて、忠実義務および善管注意義務につきルール化・明示化を図る。

（参考）金商法41条1項、2項

(3) 新たな金融商品・サービスの取扱いの審査および社内態勢の整備

正会員が新たな金融商品・サービスを取扱うにあたって、その審査および社内態勢の整備を求める。

（参考）日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」3条3項「合理的根拠適合性」

### 2. 正会員のコンプライアンス態勢の整備に関する事項

(1) コンプライアンス業務担当役員等の配置、JFIMに登録

正会員は、コンプライアンス業務を担当する役員等を配置し、JFIMに登録する。

（参考）JFIM 内部管理統括責任者制度（有価証券等仲介業務）

(2) 法令等遵守統括責任者および法令等遵守責任者の配置、JFIMへの報告

正会員は、本社等にコンプライアンス業務を統括する法令等遵守統括責任者を、各営業所等に当該各営業所等のコンプライアンス業務を担当する法令等遵守責任者を配置し、JFIMに報告する。

（参考）JFIM 内部管理責任者制度（有価証券等仲介業務）、監督指針（預金等媒介業務）

### (3) 広告審査責任者の配置

正会員は、本社等に広告審査責任者を配置する。

(参考) JFIM 広告審査担当者制度 (有価証券等仲介業務)

(注) JFIMは、上記の担当役員および各責任者について、一定の資格要件 (資格試験の合格者、社内研修の受講修了者等) を定めるとともに、登録および配置状況のモニタリングを行う。

## 3. 苦情・相談態勢の整備に関する事項

### (1) 苦情等業務統括責任者の配置

正会員は、本社等に苦情等業務統括責任者を配置する。

(注) JFIMは、上記責任者について、一定の資格要件 (資格試験の合格者、社内研修の受講修了者等) を定めるとともに、配置状況のモニタリングを行う。

### (2) JFIMにおける正会員の苦情・相談窓口等の周知

JFIMは、正会員が定め公表する「苦情・相談窓口およびその対応」をJFIMのウェブサイトに掲載、周知に努める。

(参考) これまで顧客からのJFIMへの相談・苦情の申出および金融ADRへのあっせんの申立てはない。

## 4. JFIMの自主規制機能の整備

正会員に対する研修、モニタリング態勢・監査およびエンフォースメントの手段 (定款上処分の強化 (「過怠金の賦課」を加える。)) 等の整備を行う。

(参考) 定款16条2項

以 上

## I. 金融商品・サービスの拡充（要望事項）

### 1. 預金等媒介業務（銀行分野）

#### (1) 媒介先金融機関に「政府関係金融機関」の追加

媒介先・相手方金融機関に政府関係金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫）の追加  
【根拠法令等】金サ法第11条第2項第2号

#### 【説明・理由】

金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）が、顧客（企業・事業者等）から委託を受けて日本政策金融公庫等が行う融資に係る媒介ができるよう、金サ法11条2項2号に規定する媒介先・相手方金融機関に、日本政策金融公庫等を追加いただきたい。

#### (2) 金融サービス仲介業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る制限の撤廃

【根拠法令等】金サ仲介業者等府令16条1項

#### 【説明・理由】

- ① 金サ業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る制限は、銀行代理業者に対する兼業業務規制等とのイコールフットィングの観点と考えられるが、次の理由により、「規格化された貸付商品」の制限自体を撤廃し、特段制限なく取り扱えるようにしていただきたい。
  - イ。「媒介」のみであり、銀行において貸付けの審査・判断および実行が行われ、銀行と金サ業者の利益が相反する取引が行われる蓋然性が低いこと。
  - ロ。業務範囲規制がないこと。
  - ハ。媒介業者は、顧客から委託を受けて銀行等が提供する貸付商品を媒介する場合、預金等媒介業務または貸金業（貸金業法2条1項）として行うことが可能であるところ、前者については兼業業務規制がある一方、後者については兼業業務規制がなく、法令間で整合性が取れていないこと。
- ② 本措置および上記(1)の「政府関係金融機関の追加」は、中小企業、スタートアップ企業等の資金繰り支援等にとどまらず、事業性融資（金サ業者・非金融事業者の顧客データを活用した、事業の実態や将来性に着目した融資）の推進を後押しする。

### (3) 個人向けカードローンの取扱いの解禁

預金等媒介業務および貸金業貸付媒介業務における個人（消費者）向けカードローンの取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第17条第2項、パブコメ4頁-No.13

#### 【説明・理由】

個人向けカードローンの取扱制限は、個人に対する過剰与信の制度的な防止を図るために設けられたものと考えられるが、次の理由から、金サ業者によるその取扱いを認めていただきたい。

- ① 今後の個々人の働き方・ライフスタイルの多様化の進展を踏まえると、不測の事態に迅速に対応することができる個人向けカードローン（以下「カードローン」という。）の果たす役割は、より大きくなる。
- ② 金サ業者がカードローンを取り扱うことにより、多くの個人により身近に利用できる機会が提供され、利便性が向上する。
- ③ 事業者は、ローンで足りない収入を補おうとする個人（多重債務者予備軍と言える。）ではなく、日常生活での不測の出費に対応しようとする個人を対象にして、少額のカードローンをラインナップにおく。
- ④ 金サ業者は、貸付契約の締結の媒介のみを行うもので、銀行等および貸金業者において、複数の銀行等・貸金業者からの返済能力を超えた貸付け（多重債務）とならないよう、総量規制、信用情報機関の利用等のルールの下、融資上限枠の設定、貸付け判断、融資が実行されるものであり、金サ業者がカードローンを取り扱ったからといって、多重債務問題が生じる蓋然性は低いと考える。

## 2. 保険媒介業務（保険分野）

### (1) 取扱うことができる保険商品の拡大

#### ① 死亡保険（終身保険）等の取扱いの解禁

死亡保険（終身保険）、火災保険（建物に係る火災保険）およびレジャー団体保険以外の団体保険の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第2号、第5号、第7号、金サ仲介業者等府令第5条第1項、パブコメ8頁-No.30

#### ② インターネットで保険商品を提供する場合には、ネット保険代理店等と同様の保険商品の取扱いの解禁

【根拠法令等】上記①参照。インターネットでの取扱いについて法的規定なし。

### (2) 保険金の上限額の撤廃・引き上げ

#### ① 保険商品の保険金の上限額の撤廃またはその額の引き上げ

#### ② 例えば、定期死亡保険、学資保険・こども保険、個人年金保険、養老保険、医療保険・がん保険、傷害保険、介護保険、自動車保険など顧客のニーズがあり、日常生活に定着していると考えられる保険商品について、個別商品ごとの保険金の上限額の撤廃またはその額の引き上げ

(注) 上限額：生命保険1,000万円、第三分野保険600万円、損害保険2,000万円

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第7号イ、パブコメ8頁-No.30

## 【説明・理由】

保険商品の取扱制限は、高度に専門的な説明の必要性に加えて、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意することが根拠とされたものと考えられるが、次の理由から、金サ業者が、原則として、全ての保険商品の販売勧誘ができるよう、保険商品の拡大および保険金の上限額を撤廃・引き上げていただきたい。

- ① 顧客が身近にアクセスできる非金融事業者から金融サービス仲介業への参入が増えて、金サ業者が強みである独立的な立場で他の金融商品（預金、ローン、証券）と併せて、多様な保険商品を販売できるようになれば、より多くの顧客が、保険の見直しや、ライフスタイル・ライフプランに関する情報・アドバイスを受ける機会が増えて、顧客の一層の利便性の向上を図ることができること。
- ② 個人・ファミリーへのライフプランの提案にあたって、現行保険金額の上限では、保障（補償）が不足すること。
- ③ 特定の保険会社に所属しない独立性の高い金サ業者の活用は、顧客の利便性の向上に加えて、販売チャネルをより多様化させ、販売・商品開発面での競争促進の実現、保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応（保険会社の保険金不正請求事案、個人情報の漏えい事案、保険会社からの便宜供与の実績に重点を置いた保険商品の選定・販売事案への対応）につながるものと考えられること。
- ④ 金サ業者は、乗合代理店と同等の販売勧誘規制が課されているにもかかわらず、保険商品の取扱い制限により、保険会社および事業者は、乗合代理店の選択しかできないような不公平な競争環境となっており、保険媒介業に参入する事業者はあっても、金サ業者として参入する事業者はない（検討すら行われない）こと（公平な競争環境の実現のために必要な措置）。

### 3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

#### (1) 貸付型ファンドの取扱いの解禁

第二種金融商品取引業者が提供する貸付型ファンド（金融商品取引法29条の2第1項10号で定める貸付事業等権利をいう。）の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第19条第1項第1号

#### 【説明・理由】

貸付型ファンドは、ミドルリスク・ミドルリターンの金融商品として、個人投資家のニーズが高い。個人投資家の資産運用の選択肢を広げ、個人の安定的な資産形成の実現に加えて、企業等の資金調達手段の多様化、貸付型ファンド市場の拡大に寄与する。

#### (2) 取り扱うことができるセキュリティトークンの拡大

受益証券発行信託セキュリティトークン（ST）の上場要件の撤廃

【根拠法令等】金サ法施行令第19条第1項第1号へ(1)

#### 【説明・理由】

現在公募により発行されている受益証券発行信託セキュリティトークン(不動産等ST)は、ミドルリスク・ミドルリターンの金融商品として、個人投資家のニーズが高い。個人投資家の資産運用の選択肢を広げ、個人の安定的な資産形成の実現に加えて、企業等の資金調達手段の多様化、ST市場の拡大に寄与する。

### (3) 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限の撤廃

投資顧問契約または投資一任契約の締結の媒介について、取扱制限（高度に専門的な説明を必要とする商品）の撤廃

【根拠法令等】金サ法施行令第19条第4項、第5項

#### 【説明・理由】

- ① 顧客にとって、高度で専門的な知識を持つ者の投資助言や投資一任は、資産運用・資産管理の方法・選択肢として重要で欠かすことができない。例えば、オルタナティブ資産への投資など個人投資家自らが判断することなく、これら資産を組み込んだポートフォリオの構築、資産運用・資産管理ができるようになり、資産運用サービスの高度化、個人の安定的な資産形成の実現に資する。
- ② 金サ業で投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介業務の登録を行ったとしても、取扱制限があることから、顧客の資産運用等のニーズに応えられず、金サ業者は、新たに投資助言・代理業の登録申請が必要となる。

### 4. 信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁 ※

新たに業務の種別に「信託媒介業務」を加え、信託商品（具体的には、合同運用指定金銭信託）の取扱いの解禁

※ 一般社団法人信託協会要望事項

【根拠法令等】金サ法第11条第1項

#### 【説明・理由】

- ① 合同運用指定金銭信託は、既存で認められている「預金等媒介業務」「有価証券等仲介業務」と比較して経済的性質が近いと考えられる。また、シンプルな設計・比較的リスクが高くない商品であることから「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものを除く」という制度趣旨にも合致する。
- ② 金サ業者・非金融事業者がこれら信託商品を取扱うことにより、その認知が広がり、これまで信託銀行・信託商品に馴染みがなかった顧客の購入拡大が見込まれ、個人の安定的な資産形成の実現に資する。

## II. 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し（要望事項）

### 1. 保証金の供託義務の緩和

金融機関から委託を受けて当該金融機関のためにその業務の一部を行う業務代行型の金サ業者等について、金融機関が顧客に対する損害賠償責任義務を負う場合には、保証金の供託を不要とする（金融機関は履行した場合には、金サ業者に対して求償権を行使する）。

【根拠法令等】金サ法第22条第2項、金サ法施行令第26条

### 2. 顧客への情報提供義務の緩和

金融機関から委託を受けて当該金融機関のためにその業務の一部を行う業務代行型の金サ業者等について、顧客が当該金サ業者が金融機関からの委託業務で手数料等を受領すると分かっている場合には、「顧客からの求めに応じた情報提供」等を不要とする。

【根拠法令等】金サ法25条2項、金サ仲介業者等府令34条各号

### 3. 契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

顧客に対する契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

【根拠法令等】金サ法第31条第2項、準用金融商品取引法第37条の4、パブコメ48頁-No.144

#### 【説明・理由】

- ① 契約締結時交付書面は、金融商品取引業者等から交付され、顧客が締結した金融商品取引契約（特定金融サービス契約）の内容を確認するための書類であり、金サ業者は、顧客と金融商品取引業者等との間で成立する金融商品取引契約の当事者になることはないところ、金サ業者が同書面を交付することにより、顧客に対して金サ業者が金融商品取引契約の相手方と誤認させ、またはそのおそれがある。
- ② 契約締結時交付書面の作成・交付・保管の負担が大きく業務効率が悪い。

## 4. 貸付媒介業務に係るルールの一・統合

預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金サ法制上のルールの一・統合

【根拠法令等】金サ法第11条第2項第2号、同条第5項

### 4-1 貸付媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の撤廃

#### (1) 預金等媒介業務

貸付媒介業務で営業所等に配置する法令等遵守統括責任者および法令等遵守責任者の貸付け業務経験要件の撤廃

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針V-2-3-1(1)

#### (2) 貸金業貸付媒介業務

① 常務に従事する役員の貸付け業務経験要件（年数要件（3年）を含む。）の撤廃

② 各営業所等に配置する常勤の役職員の貸付け業務経験要件（年数要件（1年）を含む。）の撤廃

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針VIII-3-1-2(2)②ホ

### 4-2 営業所等の法令等遵守統括責任者等の配置要件の緩和

預金等媒介業務において営業所等に配置する法令等遵守統括責任者および法令等遵守責任者について、雇用関係にある者に加え、派遣または委任の方法による配置の容認

【根拠法令等】銀行法等改正パブコメ23頁

## 5. 有価証券等仲介業務を行う役員の範囲の拡大

金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務）の登録にあたり配置が求められる役員について、取締役に加え、同業務を統括する執行役員の配置の容認

【根拠法令等】金サ法第15条第1号タ、金サ仲介業者監督指針Ⅶ-2-1(2)イ、金サ法第15条第1号ソ

## 6. 「三つの防衛線」の下での組織運営体制の柔軟化

「三つの防衛線」の概念の下での独立した営業部門、管理部門および内部監査部門の設置、人員（専従者）の配置について、特に、小規模または業務が限定的な金サ業者については、媒介業務の特性および当該金サ業者の規模・業務等に応じた柔軟な対応・組織運営体制の容認

【根拠法令等】金サ法第26条、金サ仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)③、Ⅲ-2-1-1(1)⑤ 等

(凡例)

金サ法 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

金サ法施行令 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令

金サ仲介業者等府令 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令

金サ仲介業者監督指針 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

パブコメ 令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案に関する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

銀行法等改正パブコメ 金融庁「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について」（2006年5月17日）

以 上